

被災した住まいの再建（建替え・修理・宅地復旧）に関する
相談・受付窓口を設置しています。

石川県木造住宅協会・石川県建設業協会 事務局内

電話番号 0120-123-688 (フリーダイヤル)

受付URL <https://www.jiwood.or.jp/reconstruction/>

受付時間 9:00~17:00 [土日・祝日・年末年始を除く] (受付二次元コード)

受付期間 令和6年7月26日~令和9年3月31日



相談
受付
窓口

○ 住宅の建替え・修理・宅地復旧の相談を受付します。

○ ご希望に応じて、協会が工事業者を手配します。

※電話又はホームページで受付します。

窓口では、お名前、住所、ご連絡先、ご自宅や宅地の被害状況等をお伺いします。
数日後に見積りに合う工事業者を選定してご連絡致します。

受付期限を
延長しました。

住宅の応急修理制度に関する掛かり増し経費を補助します。

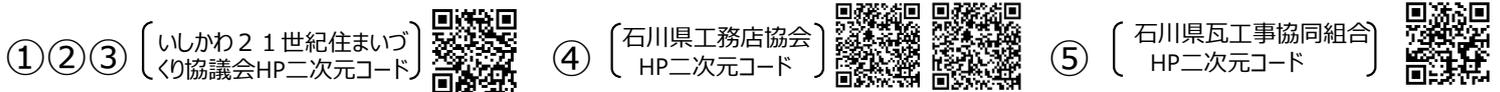
対象地域：能登6市町（輪島市、珠洲市、能登町、穴水町、七尾市、志賀町）

補助対象：①石川県木造住宅協会、②石川県建設業協会の会員

③石川県建築組合連合会 に所属する事業者

④石川県工務店協会、⑤石川県瓦工事協同組合 の会員

住まい再建に協力できる上記①、②、③の団体の対象事業者は、いしかわ21世紀住まいづくり協議会のホームページに掲載しています。④、⑤の団体の対象事業者は、各団体のHPからご確認ください。



お住まいの市町以外の工事業者が応急修理を行う場合は、遠隔地からの出張のため、移動に要するガソリン代や宿泊代等の費用（掛かり増し経費）を、直接、県が工事業者に補助します。

(県HP二次元コード)

※ 応急修理に関する部分が補助の対象です。

※ 別途、住宅の応急修理の手続きが必要です。

※ 上記の「相談受付窓口」を経由せずに、直接、補助対象工事業者に依頼する応急修理工事も対象です。



(注) 住宅の応急修理制度：災害救助法に基づき、地震により準半壊以上の被害を受けた住宅に、今後も住み続けることを目的に、応急的な住宅の修理を行う制度

問合せ先

石川県土木部建築住宅課

電話番号 076-225-1777
syuuri-hojo@pref.ishikawa.jp